## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| 行政処分等の年月日   | 令和7年3月27日   |
|-------------|---|
| 事業者の氏名又は名称  | 高知東部交通株式会社(法人番号1490001006723)(代表者 坂本泰資)   |
| 事業者の所在地     | 高知県安芸市千歳町15番地26号  |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 高知県安芸市千歳町15番地26号  |
| 行政処分等の内容    | 文書警告  |
| 主な違反の条項     | 道路運送法第27条第3項  |
| 違反行為の概要     | 令和7年2月27日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)旅客に対し、公平かつ懇切な取扱いをしていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第2項) (2)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(運輸規則第2条第3項) |
| 当該違反点数(営業所) | 0点  |
| 違反点数(事業者)   | 0点  |

<sup>※</sup> 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。